

運営委員・実務委員各位



日本薬局方「注射用水」の容器（ゴム栓付き）への「単独点滴禁止」の注意喚起について

前略 平素は当協議会の運営にご高配を賜り、誠に有難うございます。

さて、注射用水は、主として注射剤の溶解・希釈に使用されていますが、本剤は、浸透圧が0 mOsm/Lであるため、誤って単独で静脈内注射すると、溶血を起こし、暗褐色尿、血液検査値異常を呈し、貧血の進行や腎機能への影響等が危惧されます。

先般、点滴用（ゴム栓付き）容器入りの注射用水が単独で点滴静注された事例が報告されたことから、当協議会の医療過誤防止検討部会において議論を重ねてまいりました。その結果、注射用水の容器への注意喚起表示を次のとおり定め、適正使用を推進することといたしましたので、ご周知いただきたくお願い申し上げます。

草々

1. 対象品目

輸液製剤協議会の会員会社が製造販売するゴム栓付き容器に充填された注射用水。

品名	容量	製造販売業者名
大塚蒸留水（日本薬局方 注射用水）	100mL	（株）大塚製薬工場
	500mL	
日本薬局方 注射用水（プラスチックボトル）	100mL	光製薬（株）
	500mL	
日本薬局方 注射用水（ガラスボトル）	500mL	
日本薬局方 注射用水（ソフトバッグ）	500mL	
注射用水PL「フソー」（日本薬局方 注射用水）	100mL	扶桑薬品工業（株）
	1L	

注）開栓型容器に充填された注射用水は点滴される危険性が低いいため、当面、記載する予定はありません。

2. 直接の容器への注意表示事項

「本剤を単独で点滴しないでください。」又は、「単独点滴禁止」

3. 実施完了時期

2010年11月頃

以上